

1 本件の概要

令和4年度の保育所、幼稚園、認定こども園(特定教育・保育施設)の利用定員について、子ども・子育て支援法第31条第2項及び43条第2項の規程に基づき、周南市こども育成支援対策審議会の意見を聴くもの。

2 対象施設

- (1) 公立保育所の民営化に伴い新設される保育所 1施設
- (2) 施設型給付へ移行する私立幼稚園 1施設
- (3) 設置法人の統合による地域型保育事業の変更 1施設

3 利用定員(案)

- (1) 公立保育所の民営化に伴い新設される保育所

公立保育所の民営化に伴い新設される保育所について、利用定員(2号、3号認定こども)を定めるもの

	民営化前	民営化後
施設名	周央保育園	(仮称)しゅうよう保育園
設置者	市	社会福祉法人 薫風会
所在地	瀬戸見町4番1号	周陽2丁目2-1
利用定員(変更前)	100人	-
2号認定こども	70人	-
3号認定こども	30人	-
利用定員(変更後)	-	105人
2号認定こども	-	60人
3号認定こども	-	45人

- (2) 施設型給付へ移行する私立幼稚園

令和4年度から、施設型給付に移行する私立幼稚園1園の利用定員を定めるもの

施設名	旭ヶ丘幼稚園
設置者	学校法人旭ヶ丘幼稚園
所在地	久米旭ヶ丘1008番地
利用定員(予定)	90人

- (3) 設置法人の統合による地域型保育事業の変更

設置者の変更に伴う事業所の変更により、事業類型・施設の利用定員(3号認定こども)を変更するもの。

	変更前		変更後
施設名	プティット周南保育所	山口ヤクルト周南保育園	ヤクルト保育園プティット周南
設置者	(株)ヤクルト山陽	山口ヤクルト販売(株)	(株)ヤクルト山陽
所在地	今宿町4丁目5	今宿町4丁目5	今宿町4丁目5
事業類型	小規模保育事業	事業所内保育事業	事業所内保育事業
利用定員	18人	15人	33人
地域枠	18人	6人	24人
従業員枠	-	9人	9人